

消費者委員会 委員長 松本恒雄 様

多様な決済サービスについての制度整備に関する要望書

2010年6月21日

〒108-8566

東京都港区高輪3-13-22

国民生活センタービル内

(社)全国消費生活相談員協会

(社)全国消費生活相談員協会は、全国の自治体の消費生活センター等相談窓口で消費者から相談を受ける、消費生活相談員を主な会員とする社団法人です。

ここ10年ほどの間に、消費者向けの決済サービスは驚くほど多様化しました。とりわけインターネット取引における決済方法は、クレジットカード、電子マネー、コンビニ収納代行などを利用して、24時間手軽に支払える便利な環境となりました。

本要望書は、インターネット取引を中心とする悪質商法が横行している現状を報告し、多様化する決済サービスによって消費者トラブルが深刻化している問題点を踏まえて、特に決済代行業務・代理店業務などについて、早急に国による適切な制度整備がなされることを要望するものです。

消費生活相談の現場では、日々被害が深刻化している差し迫った現状に直面しています。早急に対応策を検討していただきたく、貴委員会に要望書を提出いたします。

記

1 悪質サイトによる消費者被害の実態

いま、相談現場では、詐欺的な要素が含まれる悪質な取引が横行しています。

悪質な取引の例としてインターネット内に無数に存在する悪質サイト上での詐欺的な取引があります。

懸賞サイトに登録したことや、友達を装った不審者からのメールによって、消費者は有料サイトに誘導されます。そこで消費者は「懸賞にあたった」「芸能人が友達になってほしい」といっている」「メールにかかる費用は自分が負担するからメールを続けてほしい」「会ってくれたらお金をあげる」など甘言や詐欺的文言にふりまわされ、有料メールのやりとりを続け、高額な利用をさせられることとなります。

あまりに多くの、パターン化された事例が存在することから言えば、相談窓口から見ると、サイトぐるみでサクラを使い、利用者を欺き高額な利用をさせていることが明らか

かに推測されます。数万円から数十万円の利用時点で、騙されていると気づき相談に至るケースが多いのですが、1000万円以上支払い続け、経済的基盤が破壊された事例もよせられています。数年前から、このような正常な経済活動を逸脱しているといわざるをえない事例が増えています。実質的には振り込め詐欺とかわらない悪質な消費者詐欺です。

そして、これら事例の支払い方法で圧倒的に多く利用されているのはコンビニ収納代行、サーバー型電子マネーです。さらに手持ちの現金がなくなるとクレジットカード決済が行われます。

この深刻な被害実態が報道などで表面化していないのは、当事者自身に何らかの落ち度があったり、後ろめたさがあるからです。最近では被害の詳細なども説明できないような障害者や心の病気の療養中の方なども目立ってきています。被害が深刻なほど当事者から声があげられないのが現状です。相談窓口にくるにはかなりの勇気がいり、私たちが知っているのは氷山の一角でしょう。

この他、悪質サイトには、虚偽の内容のギャンブル必勝サイトや詐欺的な内職関連取引もあり、同様な決済サービスが利用されています。

当協会が「2010年度の電話相談110番」や「週末電話相談」で受けた相談事例を別記しましたので、ご参照ください（資料1）。

2 決済サービス事業者の加盟店管理

1で述べたような悪質事業者による詐欺的取引が決済可能であるのは、悪質事業者が決済サービス事業者と加盟店契約があるからです。すなわち、決済サービス事業者が、慎重に加盟店審査及び管理をして、加盟店の営業実態を的確に把握していれば、このような悪質事業者はそれぞれの決済方法から締め出されるはずですが。

クレジットカード利用のケースを調べると、悪質事業者はクレジットカード会社の直接の加盟店ではなく国際クレジットカードに決済代行業者が介在し、決済代行業者から悪質事業者につながるという複雑な契約関係が存在します。消費者が決済のために利用したクレジットカード会社と悪質事業者には直接の契約関係はなく、加盟店として審査・管理もされていないにもかかわらず、正規の加盟店と同様の決済が可能です（資料2）。

コンビニ収納代行利用の場合は、決済代行業者や代理店が介在し、コンビニ収納代行会社と悪質事業者の間には直接の加盟店管理がなされていない場合もありますが、直接加盟店契約がある場合もあるようです。その加盟店管理はかなり緩やかで、私たちが事案解決のためにコンビニ収納代行会社などに協力を求めても、悪質事業者を調査・指導することはほとんどありません。

サーバー型電子マネーは、コンビニ収納代行での支払いと見分けが付きにくい支払い方法ですが、本年4月に施行された資金決済法により、金融庁の厳しい監督下に入りま

した。それにより、サーバー型電子マネー発行事業者は加盟店審査・管理について慎重になりつつあります。今後、法規制による消費者被害防止の効果が現れてくるものと思われれます。

3 決済代行業者などの存在

数年前から国際クレジットカードに決済代行業者が介在して悪質事業者につながるという事案が見受けられ、相談窓口では対応に苦慮しています。

決済代行業者は国際クレジットカード会社から販売事業者に資金移動を行っているにもかかわらず、国の認可や登録も必要がなく、簡単に誰でもが決済代行業者になれるため、実態が不明です。電子メールでしか連絡がとれないような決済代行業者や、海外に拠点があり、国内には連絡事務所しか置いていないと思われる決済代行業者も存在します。

また、クレジットカードに介在するのみではなく、電子マネー発行会社への決済代行、コンビニ収納代行への決済代行、代金引換契約に介在する決済代行など、各代行業者の事業内容にはあらゆる決済方法への代行サービスが存在しています。

決済代行業とは、信用が不足して決済サービス会社の直接の加盟店となれない販売事業者を、各決済サービス会社に取り次ぎ、決済ごとに手数料を徴収する業務のことをいいます。決済代行という名称を名乗らず、代理店業務と称している場合がありますが、同様の機能を果たしているため、区別する必要はないものと思われれます。

いままでこの業態は、クレジットカード利用の一環として考えられ、割賦販売法を所管する経済産業省が規制するべきものと考えられてきました。今のところ規制への動きはありません。しかも、仮に経済産業省が国際クレジットカードと販売事業者をつなぐ決済代行業者（前記資料2）を規制したとしても、悪質事業者は他の決済サービス、収納代行サービスにシフトするだけです。すき間のない包括的な規制が行われなければ効果がありません。

以上、述べた理由により、悪質商法を排除し、消費者被害を未然に防止するためには、多様な決済サービスについて、緊急に、適切な制度整備が行われる必要があります。ぜひとも実効性のある対応を取ることをご検討いただくことを、強く要望いたします。

なお、当協会電子マネー研究会から、昨年12月金融庁に対し、資金決済法、政令案、府令案についてのパブリックコメント及び事務ガイドライン（第三分冊・金融会社関係5前払式支払手段発行関係、14資金移動業者関係）についてのパブリックコメントを提出しておりますので、添付します。（資料3、資料4）

(資料1)

〔社〕全国消費生活相談員協会での相談事例

1. 2010年5月実施「クレジットカード取引110番」

〔事例1〕

パソコンで出会い系サイトに登録し、何十人もの相手と地元で会う約束をしたが、いずれも急用、風邪、ケガ等の理由で前日までにキャンセルされた。メール開始後、2～3ヶ月で連絡は途絶えて次の相手を見つける繰り返しで2年が過ぎた。ポイントはクレジットカードで決済代行業者に払う方法が中心で、一部はサイト事業者の銀行口座に振り込みをしたこともある。これまでに200万円を支払った。しかし、最近、サイトにはサクラがいるのではないかと疑っている。リボ払いの残債が100万円残っており、これ以上支払いたくない。

〔事例2〕

3週間前にパソコンのアダルトサイトを検索していたら、『3ヶ月毎に3,800円課金』という表示があり、アダルトサイトに登録した。10日前、クレジット会社から決済代行業者名で79万円近くの請求明細書が届いた。驚いて、カード会社の調査部に苦情を言い、関連資料を送付した。その後、「返金処理されている」と連絡があった。心配で、サイトのアカウント状況の確認を取ったが、今後業者が請求してこないか不安だ。

〔事例3〕

息子が、勝手に親の財布から家族カードを抜いて、パソコンの出会い系サイトのポイント購入に使用していた。決済代行業者を通したらしい。多額の利用料が請求されたが、夫が支払わないといけないのか。

2. 2009年度(2009.4～2010.3)「週末電話相談」

〔事例1〕

60代の父親が3ヶ月足らずの間に携帯電話の出会い系サイトに夢中になり、ポイントを購入し続け、現時点で1300万円支払っている。5日前から説得しているが、なかなか騙されていることを理解してくれない。どうしたらよいか。

〔事例2〕

出会い系サイトのサクラに騙されて300万円払った。カード決済の分の10万円を支払いたくない。携帯電話のサイトに登録したら、そこから別の出会い系サイトに繋がった。知り合った人とやり取りをするうちに、サイト名が2回変わった。当該サイトを紹介した友人が、ネットで検索しサクラを使っているサイトだと教えてくれた。コンビニ決済の控えや、やり取りの記録はすべて処分した。

〔事例3〕

1年以上出会い系サイトを利用して高額な料金を支払ってきた。騙されたのではないかという気がする。メールの相手から会いたいとか、お金をあげるなどと言われて長い間メールをやり取りしてきたが、会えたこともお金がもらえたこともなかった。料金はカード3枚とキャッシングなどで総額500万円支払った。

〔事例4〕

3ヶ月前に懸賞サイトから出会い系サイトに誘導され、10日間で約700万円の利用をした。現金で230万円、電子マネーで約300万円、クレジットカード3社で約200万円を支払った。文字化けメールが届き、解明するために次々にポイントを消化してしまった。消費生活センターと警察に相談中だが詐欺だと思うのでお金を取り戻したい。

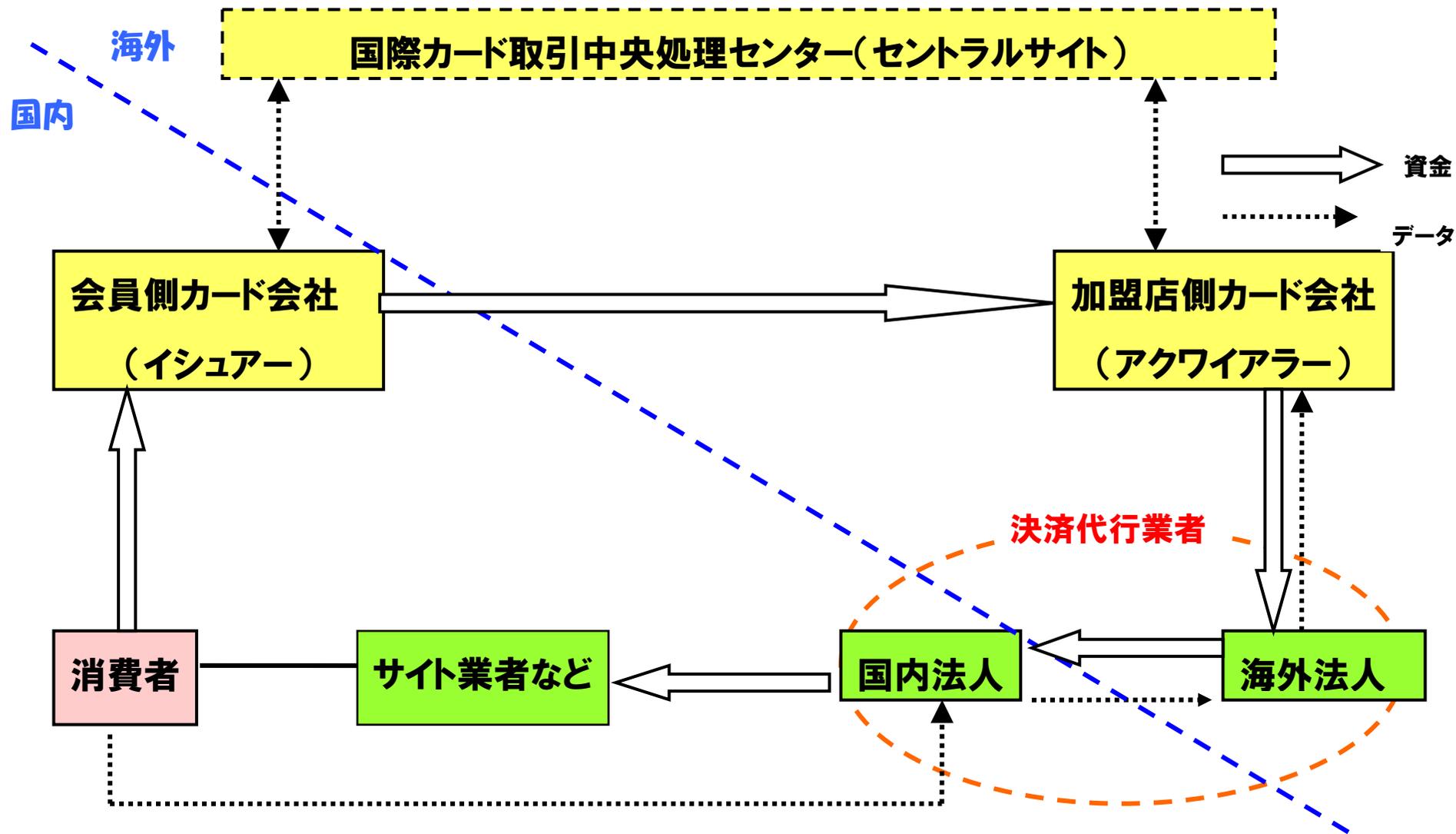
〔事例5〕

躁鬱病の姉が携帯出会い系サイトの高額利用料を家族のクレジットカードや通帳を利用して支払っていたのがわかった。

姉は3年前から躁鬱病で、3月に総額700万円になる高額支払が判明した後、入院した。就寝中、父母や私のカードをバック等から出し番号を控えて支払手続きをしたらしい。母の身分証明書をコピー、代理人として銀行2行で通帳から500万円を引き出した。さらに妹の身分証明書をコピーし、消費者金融から45万円借り入れ支払っている。支払った利用料の返金可能か。

以上

資料2. 国際クレジットカード決済図



(資料 3)

金融庁監督局総務課金融会社室 御中

事務ガイドライン（第三分冊・金融会社関係 5 前払式支払手段発行関係、
1 4 資金移動業者関係）についてのパブリックコメント

2009年12月28日

〒108-8566

東京都港区高輪 3-13-22

国民生活センタービル内

(社)全国消費生活相談員協会

電子マネー研究会

私どもは全国消費生活相談員協会電子マネー研究会として、電子マネーを中心に電子決済について消費生活相談現場の視点から調査・研究しておりました。この度資金決済法事務ガイドライン（第三分冊・金融会社関係 5 前払式支払手段発行関係、1 4 資金移動業者関係）について意見募集がありましたので以下の意見を述べます。

- I 前払式支払手段のうち、サーバー記録型電子マネーは、外形的に収納代行と区別が困難な場合があります。また、インターネット内でのみ事業活動を行う者のなかには、存在や事業内容がわかりにくい決済事業者もあります。法規制逃れをする事業者のないよう、資金決済法 3 条に規定された定義に基づき、該当する事業者がもれなく登録されるよう運用していただきたい。事務ガイドライン第三分冊・金融会社関係 5 前払式支払手段発行関係でその旨明記していただきたい。
- II 法 10 条 1 項 3 号の「公序良俗違反」について広くとらえたうえで、第三者型前払式支払手段発行者が、加盟店の取り扱う公序良俗違反の疑いのある物品・役務に当該支払い手段が利用される状態を放置することのないよう、各事業者が加盟店審査・管理を充分行うべく、監視・監督していただきたい。事務ガイドライン第三分冊・金融会社関係 5 前払式支払手段発行関係でその旨明記していただきたい。
- III 法 20 条 2 項にいう原則払い戻し禁止の例外事項として、「公序良俗違反」の物品・役務に対する決済について払い戻しを妨げない旨、事務ガイドライン第三分冊・金融会社関係 5 前払式支払手段発行関係で明確にいただきたい。
- IV 「資金移動業」について、業として資金移動を行うものと広く解釈し、以下の業態についても、登録・資産保全を義務付けるなどの規制をしていただきたい。事務ガイドライン第三分冊・金融会社関係 1 4 資金移動業者関係でその旨明記していただきたい。
 - ① 収納代行業
 - ② 代金引換業
 - ③ 決済代行業（①や②、電子マネー発行事業者やクレジットカード事業者等への直接の加盟店とならず、この事業者を介在させることにより間接的に加盟店とする事業）

④このほか実質的に業として資金移動をしているもの

V インターネット内でのみ事業活動を行う者のなかには、存在や事業内容がわかりにくい決済事業者もあります。資金決済法での「前払式支払手段」「資金移動業」としての規制逃れをする事業者のないよう、留意していただきたい。具体的には、御庁自ら実態把握に努めていただいたうえ、消費者や行政消費生活相談窓口から、金融サービス利用者相談室・財務局担当課室等へ情報提供があった場合、その情報を活用していただきたい。その旨、事務ガイドライン第三分冊・金融会社関係5前払式支払手段発行関係、14資金移動業者関係にご明記いただきたい。

以下、I～Vまでの各項目について理由を申し述べます。

I サーバー記録型電子マネーとコンビニ収納代行業

前払式支払手段のうち、サーバー記録型電子マネーは、外形的にコンビニ収納代行と区別が困難な場合があります。消費者にとっては、どちらも「コンビニで支払った」と理解して、電子マネーを購入しているのか、コンビニで支払いが終わっているのか区別はしていません。相談窓口でも、レシート・識別番号など消費者の手元に記録があってはじめて運営会社が判明し、各社の問い合わせ窓口で確認することで区別しています。レシートや識別番号を失っていると、どちらを利用しているのかわかりません。資料1の1のA社のように同一の会社で電子マネー発行とコンビニ収納代行を運営している事業者もあり、取り扱い事業者名だけでは区別が付きません。資料1の2のB社のように、収納代行で支払わせるサーバー記録型電子マネー発行会社らしき事業者、資料1の3のC社のように、仕組み自体がわかりにくい事業者もあります。法規制逃れをする事業者のないよう、実質的に法3条の定義があてはまる事業者がもれなく登録されるよう、この規制の周知や運用を徹底していただけるようお願いいたします。

II 公序良俗違反にあたる物品・役務

第三者型前払式支払手段発行者の登録について、「公序良俗違反」を広くとらえることで、悪質な取引の決済に前払式支払手段が利用されることが、防止されるものと思われれます。御庁が「公序良俗違反」にあたる物品・役務を広く解釈して運用することにより、各第三者型前払式支払手段発行業者は加盟店がどのような営業をしているのか関心をもたざるをえません。加盟店審査・管理について慎重になり、悪質な取引から消費者被害を防止する効果があるものと期待しておりますので、この制度の十分な周知をされ、運用を徹底していただけますようお願いいたします。

なお、本稿でいう公序良俗違反の疑いのある悪質取引とは、詐欺性が高く犯罪の可能性を帯びた取引であるにもかかわらず、刑事事件としての立証は困難、しかし、健全な経済活動と認めるべきでない取引をさします。詳しくはIV-2で述べますが、悪質サイト利用料は典型的な公序良俗違反の疑いのある悪質取引と考えております。

ちなみに、前出A社では、サーバー式電子マネーの発行者でもあります。出会い系サイト取り扱いをA社の経営する収納代行業へシフトさせている傾向がみうけられます。今般の法改正の影響によるものではないかと思われます。

Ⅲ 原則払い戻し禁止の例外事項について

法10条1項3号にいう「公序良俗違反」の物品・役務に対する決済について、払い戻しを妨げないとした場合、「前払式支払手段の発行の業務の健全な運営に支障が生ずるおそれ」はまったくありません。むしろ、例外事項とすることで、発行会社による加盟店審査・管理が慎重になり、消費者被害を防止するものと期待しております。これは「資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護する（法第1条）」ことにつながるものと思われます。

Ⅳ 資金移動業として規制していただきたい業態

前記①収納代行業については、今回の資金移動業としての規制が見送られたとの報道がありました。「決済に関するワーキンググループ」での議論でも大きな消費者被害がでていないとされたようですが、私たちは下記1の問題点を指摘します。①や②代金引換業の支払い方法が、下記2のような悪質な取引に利用される事例は数多くあり、特に①による決済は多くの悪質サイトが利用しています。

また下記4で説明するとおり、③決済代行業が悪質業者と決済事業者との間に介在することで悪質業者の隠れ蓑となり、事業実態が把握されにくくなっています。決済事業者が「直接の加盟店ではないので関知しない」と責任をもたないケースも多々あります。

④「このほか実質的に業として資金移動をしているもの」のうち、インターネット内だけで事業活動しているものの中に、資料1の3のC社のように、実態が把握しにくい事業者が存在します。実質的に資金移動業として稼働しているにもかかわらず、相談窓口でも捕捉しづらい存在で、とりわけ携帯電話サイト内でのみ営業している事業者は、紙ベースでの資料さへ入手困難です。C社は仕組み自体がわかりにくく、事業紹介ホームページ上で事業者名すら明示していないうえに、規約上の裁判管轄はアメリカ合衆国カリフォルニア州とのことです。

①②③ともに下記3のとおり、加盟店管理が不十分なため下記2の記述のような取引に利用されている現状があります。④C社のような仕組みを利用して決済しようとする事業者は、極めて悪質であろうことが想像できます。

各事業者を資金移動業として御庁の規制下におくことで、実体のある企業のみが責任をもった事業運営をすることになるでしょう。慎重な加盟店審査・管理がなされ、悪質事業者が各種支払い方法から排除されれば、消費者被害の防止につながります。

最高裁判所第三小法廷平成13年3月12日決定での為替取引の定義「顧客から、隔各地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内

容とする依頼をうけて、これを引き受けること、またはこれを引き受けて遂行すること」によれば、この4つの業態を為替業務と解することは可能です。

1 コンビニ収納代行について

コンビニエンスストア（コンビニ）での収納代行サービス（コンビニ決済）には、

- ・ 公共料金やクレジットカードの支払いを振込みで行う場合のように、あらかじめ送られてきた振込票をコンビニに持参して、コンビニのレジで振込票に印字されたバーコードを読み取ってデータを送信すると共に料金を支払う方法
- ・ ネットショッピングの場合などに利用されるあらかじめショップから受取った番号をコンビニ店頭の専用機に入力してデータを送信してレジで支払う方法

などがあります。

後者の支払い方法の問題点は、数多くの悪質サイトの決済に利用されていることです。コンビニと収納代行サービスを提供している事業者やその間に介在する代理店が、悪質サイトとは契約をしないよう、加盟店審査・管理について厳格に運営するべきですが、なされていません。次項2で詳しく述べます。

一方、前者の支払い方法の場合には「支払ったはずなのに送信先から支払われていない、と言われた。」ということがまま起きています。振込時に受取った領収印のある控えが手元に残っていれば、コンビニが過失を認め、負担しているようですが、振込の控えを渡されていなかったり、収納印がなかったりした場合は振込人が負担せざるを得ません。

入金と振込みのデータ、振込票との照合は、コンビニのフランチャイズ本部が行なっているようですが、どの程度信頼性があるのかについては、今後注意深く検証していく必要があるのではないのでしょうか。

コンビニ収納代行サービス（コンビニ決済）は、利用者にとって24時間いつでも支払える利便性がありますが、金融機関での支払いほど信頼がおけないのであれば問題です。実際に支払っているのに、振込票の控えだけが対抗要件とされ、コンビニ側には振込票との照合など実際に振込まれていないことを証明する責任が軽減されているのは、公平とは言えないのではないのでしょうか。

ところで、収納代行業者を資金移動業として登録制にすることにコンビニ事業者の側から反対意見があったということですが、なぜ反対をされるのでしょうか。

本来企業は、信用性の高い事業者と契約関係を結びたいはずですが、そのためにコストをかけ、信用調査などをするはずですが、御庁による法規制や登録制度は、一定以上の信用性のある事業者しかクリアできない基準となります。大手コンビニブランドのもとで営業する事業者を選定する際、その基準が設けられていることは、コンビニ事業者にとっても有難い制度となるのではないのでしょうか。収納代行業者を御庁での法規制下に置くことは、コンビニ事業者の側からも、消費者の側からも、メリットあることではないかと考えます。

2 消費者をめぐる悪質な取引

現在、消費者をめぐる悪質な取引について、様々な決済方法がとられています。もっとも大きな問題点は、国民生活センターでも指摘しているとおり（資料2の7）、本来信用性の高い事業者しか利用できないはずの一流企業の手による決済方法を、犯罪集団に近い性質の者が利用できることです。詐欺的な要素が含まれる取引であるにもかかわらず、消費者がクレジットカードで決済できたり、コンビニエンスストアの窓口から支払えます。そのままにしているのでしょうか。

i) 悪質サイト

悪質な取引の例としてパソコンまたは携帯電話からネット上で接続する悪質サイトの利用料があります。雑誌「国民生活」に事例が掲載されていますので、資料2の1～6までを提出します。

資料2の1（国民生活2004年5月号P54～55）

資料2の2（国民生活2007年1月号P54～55）

資料2の3（国民生活2007年3月号P50～51）

資料2の4（国民生活2008年2月号P62～63）

資料2の5（国民生活2008年3月号P56～57）

資料2の6（国民生活2009年6月号P30～31）

資料2の7（国民生活2009年12月号P34～35）

「国民生活」誌上でこれほど何度も取り上げられていることが、多くの被害をだしている深刻な事態であることを示しています。

出会い系サイト利用というものの、消費者ははじめから誰かに出会いたいと思い登録しているとは限りません。懸賞サイトに登録したことや、友達からのメールと間違えるなどをきっかけに、出会い系サイトに誘導されます。「お金をあげる」という誘いだけではありません。「懸賞にあたった。受け取りに必要な手続き」「自分は芸能人のマネージャーだが、担当している芸能人が友達になってほしいといっている」「自分は障害者で、あなたとのメールだけが生きがい。メール代金は自分が負担するからやりとりを続けてほしい」などの偽りにふりまわされ、有料でメールのやりとりを続け、高額な利用料の支払いにつながるというものです。あまりに多くのパターン化された事例が存在するので、資料2の1から7にあるとおりサイトぐるみでサクラを使い、利用者を欺き無理に高額な利用をさせているとしか考えられません。

また、新聞報道でも、詐欺の可能性を指摘しています（資料3の1、2）。相談現場では、この記事にあるポイント残高操作の有無にかかわらず、サクラの存在の疑いがあれば「悪質」ととらえています。

数万円から数十万円の利用時点で、騙されていると気づき相談に至るケースが多いのですが、1000万円以上支払い続け、経済的基盤が破壊された事案もよせられています。

正常な経済活動を逸脱しているといわざるをえません。

公序良俗違反の疑いある悪質取引の行われている悪質サイトには、出会い系サイト以外にも、アダルトサイト、ギャンブルゲームサイト、ギャンブル情報サイトなどが存在します。

ii) 悪質サイトのとる決済方法と相談情報（P I O-N E T情報）

悪質サイトのとる決済方法で圧倒的に多く利用されているのはコンビニ収納代行での決済とサーバー型電子マネーです。手持ちの現金を支払い尽くすとクレジットカードで決済を続けるケースが多くみられます。悪質サイトの詐欺的な行為は立証が困難です。消費者が騙された度合いが強いほど、そのことを恥じ、証拠となるはずの相手からのメールを消し、支払った証拠を捨ててしまうのです。かろうじてクレジットカード決済についてはカード会社に照会可能で、詳細が把握でき、相談窓口でのある程度の対応が可能です。相談情報（P I O-N E T情報）として事業者名や金額など残すことができます。

ところが、コンビニ収納・サーバー型電子マネーは本人が証拠をのこさなければ詳細不明、相談情報（P I O-N E T情報）にも残せません。相談情報にないこと＝問題がないことではないのです。

また、相談情報（P I O-N E T）の入力フォームでは、記録できる関係事業者欄には限りがあります。悪質サイト事案では、斡旋で比較的成果のでやすいカード決済関係事業者を優先的に記録に残します。コンビニ決済とサーバー型電子マネー関係事業者については、仮に関係者名が判明していても記録の優先順位は後回しになりがちです。

iii) 深刻な被害と「公序良俗違反」

深刻な被害実態がマスコミなどで問題視されることが少ないのは、当事者自身に大きな落ち度があったり、後ろめたさがあるため、声があげられないからなのです。相談窓口に出るにはかなりの勇気がいるので、表面化しているのは氷山の一角と思われます。最近では被害にいたる経緯などの説明も不能な、知的障害者や心の病療養中の方などが目立ち、被害額の大きさと解決の困難さに苦慮しています。被害額が1000万円、500万円など巨額になっていますし、心も傷つき精神的な状態も悪化しています。本人や家族から知的障害があることや精神疾患などの申告があれば、記録可能ですが、申し出がない場合も多いので統計には出づらい側面があります。

なお、悪質商法による消費者被害事件では、個々の取引が公序良俗違反とされなくとも、正常な経済活動から逸脱しているほど繰り返し契約させている場合、「公序良俗違反」を認める判例があります。

先に述べたように、第三者型サーバー記録式電子マネー発行会社が、法規制を前に、出会い系サイトと加盟店契約をやめるという傾向もでてきているようです。事業者側も公序良俗違反の可能性のある分野だと自覚してのことではないかと想像しています。

iv) 代金引換サービスと悪質商法

このほか、虚偽の内容のギャンブル必勝法マニュアルや商売となりえないような内職関

係商品（ボールペン試し書き内職や紙ふぶき作成内職）が代金引換で支払われている現状があり、代金引換支払いのシステムにも問題がないともいえません。

3 資金移動業の加盟店管理

資金移動に関わる事業者が慎重に加盟店審査・管理をして、営業実態を把握していれば、前期2のような取引はそれぞれの決済方法から締め出されるはずですが。

①収納代行業の場合、加盟店管理はかなり緩やかで、私たちが事案の問題点を指摘し、解決のための協力を求めても、事業者の連絡先を提示されるだけで積極的に調査・指導することはほとんどない、というのが現場での印象です。収納代行業者の協力を得て返金など一定の解決に至った事例は、未成年者取消し・判断不十分者取引などで少数例あります。消費者法ニュースで報告されていますので資料4として提出します。同資料でも加盟店管理の問題点が指摘されています。

直接の加盟店契約のほかに決済代行が介在する場合があります。次項4で述べます。

事業者側の主張によれば、②代金引換業務への依頼事業者の審査は充分で、販売品目が公序良俗に違反しないかもチェックされているとのことですが（「決済に関するワーキンググループ」第12回議事録より）、現実にはiv)で例示したような取引にも利用されています。

③決済代行業については次項4で述べます。

IVの冒頭で述べたとおり、④「このほか実質的に業として資金移動をしているもの」のうち、資料1の3のC社のように、まっとうな経済活動をするつもりがあるかさへ不明な事業者も存在します。それぞれの決済方法から締め出されたかなり問題ある事業者が、やむをえず契約する先だろうと想像できます。

4 決済代行業者

数年前から、海外ブランドカードに決済代行業者が介在して、悪質業者がクレジットカードでの決済が可能になるという事案が見受けられ、相談窓口では対応に苦慮してまいりました。この業態の仕組みは雑誌「消費者法ニュースNo.78 2009年1月号P111～121」に詳しく解説されていますので、資料5として提出します。

資料5のとおり、悪質サイトはクレジットカード会社の直接の加盟店ではなく、海外ブランドカードに決済代行業者が介在してはじめて悪質業者につながります。信用度が低いので、このような複雑な契約関係がないとカード決済できないのです。消費者の利用したカード会社と直接の契約関係はないのでカード会社での審査・管理はされていないにもかかわらず、加盟店でカード利用するのと同様に決済可能となります。

この決済代行業は海外の金融機関から国内の事業者（直接ではなく、代理店を介在している場合もある）資金移動を行っているにもかかわらず、国への届出・登録なく営業できるため、実態が不明です。前出A社のように、資本金も大きく、正業として法律を遵守する方針で活動している企業もありますが、ネット上での会社情報の開示もせず、電子メールでしか連絡がとれないような事業者や、海外に拠点があり、国内には連絡事務所しか

置いていないと思われるものも存在します。

また、クレジットカードに介在するのみではなく、電子マネー発行会社への決済代行、コンビニ収納代行への決済代行、代金引換業に介在する決済代行など、各代行業者の事業内容にはあらゆる支払い方法への代行サービスが謳われています。先に提示した資料1のA社D社E社の事業内容が参考になるでしょう。

つまり、信用が不足して直接決済についての各サービスが受けられない事業者は、加盟店審査・管理の甘い決済方法をもとめて様々な手段を講じます。直接加盟店となれる決済事業者があれば、そこで加盟店契約し、直接加盟店になれなければ決済代行業と契約し各サービスにつなぐ。資金面からみると、消費者の支払ったお金は各決済事業者を經由して決済代行業者にわたり、手数料を差し引いて商品・サービス提供会社に渡される。業として資金移動をしているのであれば、資金移動業としての規制は可能なのではないのでしょうか。

いままでこの業態は、クレジットカード利用の一環としてとらえられることが多く、経済産業省が規制するべきものと専門家らは考えてきました。今のところ経済産業省での規制への動きはありませんし、仮に経済産業省がクレジットカードへつなぐ決済代行業を規制したとしても、悪質業者は他の決済方法へつなぐ代行業者との契約にシフトするだけです。むしろ資金移動ととらえて、金融庁により登録等を義務付ければ、それに耐えうる事業者のみが残り、しかるべき加盟店審査・管理のうえ責任をもった営業をすることになるでしょう。

V その他のネット内決済について

以上述べたように、インターネット内で事業活動を行う者のなかには、その存在や事業実態がわかりにくい事業者もあります。次々に新しいネット内事業が立ち上がり、それに伴い新しい決済方法が生まれている、というのが消費生活相談現場での印象です。資金決済法での「前払式支払手段」「資金移動業」による規制は、この混沌とした状態に終止符を打つことができるのではないかと、私たちは期待しています。

そのためには、相談現場や消費者からの情報提供があった場合、その情報を活用していただきたいし、全国の消費生活センター等に情報提供を呼びかけるなどしていただきたい。また、御庁自ら実態把握に努めていただき、未登録「前払式支払手段」「資金移動業」ではないかと思われる決済事業者や、不審なネット内決済事業者などに対し、資金決済法に基づくしかるべき対処をしていただくことが重要だと考えます。

提出資料

- 資料1の1 A社会社概要とパンフレット
- 資料1の2 B社会社概要とシステム説明
- 資料1の3 C社システム説明

- 資料1の4 D社会社概要
- 資料1の5 E社会社概要
- 資料2の1 国民生活2004年5月号P54～55
- 資料2の2 国民生活2007年1月号P54～55
- 資料2の3 国民生活2007年3月号P50～51
- 資料2の4 国民生活2008年2月号P62～63
- 資料2の5 国民生活2008年3月号P56～57
- 資料2の6 国民生活2009年6月号P30～31
- 資料2の7 国民生活2009年12月号P34～35
- 資料3の1 朝日新聞朝刊記事2009年6月8日
- 資料3の2 朝日新聞朝刊記事2009年6月8日
- 資料4 消費者法ニュースNo.79 2009年4月号P298～299
- 資料5 消費者法ニュースNo.78 2009年1月号P111～121

(資料4)

金融庁 信用制度参事官僚室 御中

資金決済法・政令案・府令案についてのパブリックコメント

2009年12月28日

〒108-8566

東京都港区高輪3-13-22

国民生活センタービル内

(社)全国消費生活相談員協会

電子マネー研究会

私どもは全国消費生活相談員協会電子マネー研究会として、電子マネーを中心に電子決済について消費生活相談現場の視点から調査・研究しておりました。この度資金決済法・政令案・府令案について意見募集がありましたので以下の意見を述べます。

- I 前払式支払手段のうち、サーバー記録型電子マネーは、外形的に収納代行と区別が困難な場合があります。また、インターネット内でのみ事業活動を行う者のなかには、存在や事業内容がわかりにくい決済事業者もあります。法規制逃れをする事業者のないよう、法3条に規定された定義に基づき、該当する事業者がもれなく登録されるよう運用していただきたい。政令・府令でその旨明記していただきたい。
 - II 法10条1項3号の「公序良俗違反」について広くとらえたうえで、第三者型前払式支払手段発行者が、加盟店の取り扱う公序良俗違反の疑いのある物品・役務に当該支払い手段が利用される状態を放置することのないよう、各事業者が加盟店審査・管理を充分行うべく、監視・監督していただきたい。政令・府令でその旨明記していただきたい。
 - III 法20条2項にいう原則払い戻し禁止の例外事項として、「公序良俗違反」の物品・役務に対する決済について払い戻しを妨げない旨、政令・府令で明確にいただきたい。
 - IV 「資金移動業」について、業として資金移動を行うものと広く解釈し、以下の業態についても、登録・資産保全を義務付けるなどの規制をしていただきたい。政令・府令でその旨明記していただきたい。
 - ①収納代行業
 - ②代金引換業
 - ③決済代行業（①や②、電子マネー発行事業者やクレジットカード事業者等への直接の加盟店とならず、この事業者を介在させることにより間接的に加盟店とする事業）
 - ④このほか実質的に業として資金移動をしているもの
 - V 今後の課題として、ポイントサービスについて、登録制をとり、資産保全措置などの法規制についてご検討いただきたい。
- 以下、I～Vまでの各項目について理由を申し述べます。

I サーバー記録型電子マネーとコンビニ収納代行業

前払式支払手段のうち、サーバー記録型電子マネーは、外形的にコンビニ収納代行と区別が困難な場合があります。消費者にとっては、どちらも「コンビニで支払った」と理解して、電子マネーを購入しているのか、コンビニで支払いが終わっているのか区別はしていません。相談窓口でも、レシート・識別番号など消費者の手元に記録があってはじめて運営会社が判明し、各社の問い合わせ窓口で確認することで区別しています。レシートや識別番号を失っていると、どちらを利用しているのかわかりません。資料1の1のA社のように同一の会社で電子マネー発行とコンビニ収納代行を運営している事業者もあり、取り扱い事業者名だけでは区別が付きません。資料1の2のB社のように、収納代行で支払わせるサーバー記録型電子マネー発行会社らしき事業者、資料1の3のC社のように、仕組み自体がわかりにくい事業者もあります。法規制逃れをする事業者のないよう、実質的に法3条の定義があてはまる事業者がもれなく登録されるよう、この規制の周知や運用を徹底していただければ幸いです。

II 公序良俗違反にあたる物品・役務

第三者型前払式支払手段発行者の登録について、「公序良俗違反」を広くとらえることで、悪質な取引の決済に前払式支払手段が利用されることが、防止されるものと思われます。御庁が「公序良俗違反」にあたる物品・役務を広く解釈して運用することにより、各第三者型前払式支払手段発行業者は加盟店がどのような営業をしているのか関心をもたざるをえません。加盟店審査・管理について慎重になり、悪質な取引から消費者被害を防止する効果があるものと期待しておりますので、この制度の十分な周知をされ、運用を徹底していただけますようお願いいたします。

なお、本稿でいう公序良俗違反の疑いのある悪質取引とは、詐欺性が高く犯罪の可能性を帯びた取引であるにもかかわらず、刑事事件としての立証は困難、しかし、健全な経済活動と認めるべきでない取引をさします。詳しくはIV-2で述べますが、悪質サイト利用料は典型的な公序良俗違反の疑いのある悪質取引と考えております。

ちなみに、前出A社では、サーバー式電子マネーの発行者でもありますが、出会い系サイト取り扱いをA社の経営する収納代行業へシフトさせている傾向がみうけられます。今般の法改正の影響によるものではないかと思われます。

III 原則払い戻し禁止の例外事項について

法10条1項3号にいう「公序良俗違反」の物品・役務に対する決済について、払い戻しを妨げないとした場合、「前払式支払手段の発行の業務の健全な運営に支障が生ずるおそれ」はまったくありません。むしろ、例外事項とすることで、発行会社による加盟店審査・管理が慎重になり、消費者被害を防止するものと期待しております。これは「資

金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護する（法第1条）」ことにつながるものと思われます。

IV 資金移動業として規制していただきたい業態

前記①収納代行業については、今回の資金移動業としての規制が見送られたとの報道がありました。「決済に関するワーキンググループ」での議論でも大きな消費者被害がでていないとされたようですが、私たちは下記1の問題点を指摘します。①や②代金引換業の支払い方法が、下記2のような悪質な取引に利用される事例は数多くあり、特に①による決済は多くの悪質サイトが利用しています。

また下記4で説明するとおり、③決済代行業が悪質業者と決済事業者との間に介在することで悪質業者の隠れ蓑となり、事業実態が把握されにくくなっています。決済事業者が「直接の加盟店ではないので関知しない」と責任をもたないケースも多々あります。

④「このほか実質的に業として資金移動をしているもの」のうち、インターネット内だけで事業活動をしているものの中に、資料1の3のC社のように実態が把握しにくい事業者が存在します。実質的に資金移動業として稼働しているにもかかわらず、相談窓口でも捕捉しづらい存在で、とりわけ携帯電話サイト内でのみ営業している事業者は、紙ベースでの資料さへ入手困難です。C社は仕組み自体がわかりにくく、事業紹介ホームページ上で事業者名すら明示していないうえに、規約上の裁判管轄はアメリカ合衆国カリフォルニア州とのことです。

①②③ともに下記3のとおり、加盟店管理が不十分なため、下記2の記述のような取引に利用されている現状があります。④C社のような仕組みを利用して決済しようとする事業者は極めて悪質であろうことが想像できます。

各事業者を資金移動業として御庁の規制下におくことで、実体のある企業のみが責任をもった事業運営をすることになるでしょう。慎重な加盟店審査・管理がなされ、悪質事業者が各種支払い方法から排除されれば、消費者被害の防止につながります。

最高裁判所第三小法廷平成13年3月12日決定での為替取引の定義「顧客から、隔各地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼をうけて、これを引き受けること、またはこれを引き受けて遂行すること」によれば、この4つの業態を為替業務と解することは可能です。

1 コンビニ収納代行について

コンビニエンスストア（コンビニ）での収納代行サービス（コンビニ決済）には、

- ・ 公共料金やクレジットカードの支払いを振込みで行う場合のように、あらかじめ送られてきた振込票をコンビニに持参して、コンビニのレジで振込票に印字されたバーコードを読み取ってデータを送信すると共に料金を支払う方法
- ・ ネットショッピングの場合などに利用されるあらかじめショップから受取った番号を

コンビニ店頭専用機に入力してデータを送信してレジで支払う方法などがあります。

後者の支払い方法の問題点は、数多くの悪質サイトの決済に利用されていることです。コンビニと収納代行サービスを提供している事業者やその間に介在する代理店が、悪質サイトとは契約をしないよう、加盟店審査・管理について厳格に運営するべきですが、なされていません。次項2で詳しく述べます。

一方、前者の支払い方法の場合には「支払ったはずなのに送信先から支払われていない、と言われた。」ということがまま起きています。振込時に受取った領収印のある控えが手元に残っていれば、コンビニが過失を認め、負担しているようですが、振込の控えが渡されていないか、収納印がなかったりした場合は振込人が負担せざるを得ません。

入金と振込みのデータ、振込票との照合は、コンビニのフランチャイズ本部が行なっているようですが、どの程度信頼性があるのかについては、今後注意深く検証していく必要があるのではないのでしょうか。

コンビニ収納代行サービス（コンビニ決済）は、利用者にとって24時間いつでも支払える利便性がありますが、金融機関での支払いほど信頼がおけないのであれば問題です。実際に支払っているのに、振込票の控えだけが対抗要件とされ、コンビニ側には振込票との照合など実際に振込まれていないことを証明する責任が軽減されているのは、公平とは言えないのではないのでしょうか。

ところで、収納代行業者を資金移動業として登録制にすることにコンビニ事業者の側から反対意見があったということですが、なぜ反対をされるのでしょうか。

本来企業は、信用性の高い事業者と契約関係を結びたいはずですが、そのためにコストをかけ、信用調査などをするはずですが、御庁による規制や登録制度は、一定以上の信用性のある事業者しかクリアできない基準となります。大手コンビニブランドのもとで営業する事業者を選定する際、その基準が設けられていることは、コンビニ事業者にとっても有難い制度となるのではないのでしょうか。収納代行業者を御庁での法規制下に置くことは、コンビニ事業者の側からも、消費者の側からも、メリットあることではないかと考えます。

2 消費者をめぐる悪質な取引

現在、消費者をめぐる悪質な取引について、様々な決済方法がとられています。もっとも大きな問題点は、国民生活センターでも指摘しているとおり（資料2の7）、本来信用性の高い事業者しか利用できないはずの一流企業の手による決済方法を、犯罪集団に近い性質の者が利用できることです。詐欺的な要素が含まれる取引であるにもかかわらず、消費者がクレジットカードで決済できたり、コンビニエンスストアの窓口から支払えます。そのままにしているのでしょうか。

i) 悪質サイト

悪質な取引の例としてパソコンまたは携帯電話からネット上で接続する悪質サイトの利

用料があります。雑誌「国民生活」に事例が掲載されていますので、資料2の1～6まで提出します。

資料2の1（国民生活2004年5月号P54～55）

資料2の2（国民生活2007年1月号P54～55）

資料2の3（国民生活2007年3月号P50～51）

資料2の4（国民生活2008年2月号P62～63）

資料2の5（国民生活2008年3月号P56～57）

資料2の6（国民生活2009年6月号P30～31）

資料2の7（国民生活2009年12月号P34～35）

「国民生活」誌上でこれほど何度も取り上げられていることが、多くの被害を出している深刻な事態であることを示しています。

出会い系サイト利用というものの、消費者ははじめから誰かに出会いたいと思い登録しているとは限りません。懸賞サイトに登録したことや、友達からのメールと間違えるなどをきっかけに、出会い系サイトに誘導されます。「お金をあげる」という誘いだけではありません。「懸賞にあたった。受け取りに必要な手続き」「自分は芸能人のマネージャーだが、担当している芸能人が友達になってほしいといっている」「自分は障害者で、あなたとのメールだけが生きがい。メール代金は自分が負担するからやりとりを続けてほしい」などの偽りにふりまわされ、有料でメールのやりとりを続け、高額な利用料の支払いにつながるというものです。あまりに多くのパターン化された事例が存在するので、資料2の1から7にあるとおりサイトぐるみでサクラを使い、利用者を欺き無理に高額な利用をさせているとしか考えられません。

また、新聞報道でも、詐欺の可能性を指摘しています（資料3の1、2）。相談現場では、この記事にあるポイント残高操作の有無にかかわらず、サクラの存在の疑いがあれば「悪質」ととらえています。

数万円から数十万円の利用時点で、騙されていると気づき相談に至るケースが多いのですが、1000万円以上支払い続け、経済的基盤が破壊された事案もよせられています。正常な経済活動を逸脱しているといわざるをえません。

公序良俗違反の疑いある悪質取引の行われている悪質サイトには、出会い系サイト以外にも、アダルトサイト、ギャンブルゲームサイト、ギャンブル情報サイトなどが存在します。

ii) 悪質サイトのとる決済方法と相談情報

悪質サイトのとる決済方法で圧倒的に多く利用されているのはコンビニ収納代行での決済とサーバー型電子マネーです。手持ちの現金を支払い尽くすとクレジットカードで決済を続けるケースが多くみられます。悪質サイトの詐欺的な行為は立証が困難です。消費者が騙された度合いが強いほど、そのことを恥じ、証拠となるはずの相手からのメールを消し、支払った証拠を捨ててしまうのです。かろうじてクレジットカード決済についてはカ

ード会社に照会可能で、詳細が把握でき、相談窓口でのある程度の対応が可能です。相談窓口でも、相談情報（P I O－N E T情報）として事業者名や金額など残すことができます。

ところが、コンビニ収納・サーバー型電子マネーは本人が証拠をのこさなければ詳細不明、相談情報にも残せません。相談情報にないこと＝問題がないことではないのです。

また、相談情報（P I O－N E T）の入力フォームでは、記録できる関係事業者欄には限りがあります。悪質サイト事案では、斡旋で比較的成果のでやすいカード決済関係事業者を優先的に記録に残します。コンビニ決済とサーバー型電子マネー関係事業者については、仮に関係者名が判明していても記録の優先順位は後回しになりがちです。

iii) 深刻な被害と「公序良俗違反」

深刻な被害実態がマスコミなどで問題視されることが少ないのは、当事者自身に大きな落ち度があったり、後ろめたさがあるため、声あげられないからなのです。相談窓口に出るにはかなりの勇気がいるので、表面化しているのは氷山の一角と思われます。最近では被害にいたる経緯などの説明も不能な、知的障害者や心の病療養中の方などが目立ち、被害額の大きさと解決の困難さに苦慮しています。被害額が1000万円、500万円など巨額になっていますし、心も傷つき精神的な状態も悪化しています。本人や家族から知的障害があることや精神疾患などの申告があれば、記録可能ですが、申し出がない場合も多いので統計には出づらい側面があります。

なお、悪質商法による消費者被害事件では、個々の取引が公序良俗違反とされなくとも、正常な経済活動から逸脱しているほど繰り返し契約させている場合、「公序良俗違反」を認める判例があります。

先に述べたように、第三者型サーバー記録式電子マネー発行会社が、法規制を前に、出会い系サイトと加盟店契約をやめるという傾向もでてきているようです。事業者側も公序良俗違反の可能性がある分野だと自覚してのことではないかと想像しています。

iv) 代金引換サービスと悪質商法

このほか、虚偽の内容のギャンブル必勝法マニュアルや商売となりえないような内職関係商品（ボールペン試し書き内職や紙ふぶき作成内職）が代金引換で支払われている現状があり、代金引換支払いのシステムにも問題がないともいえません。

3 資金移動業の加盟店管理

資金移動に関わる事業者が慎重に加盟店審査・管理をして、営業実態を把握していれば、前期2のような取引はそれぞれの決済方法から締め出されるはずですが。

①収納代行業の場合、加盟店管理はかなり緩やかで、私たちが事案の問題点を指摘し、解決のための協力を求めても、事業者の連絡先を提示されるだけで積極的に調査・指導することはほとんどない、というのが現場での印象です。収納代行事業者の協力を得て返金など一定の解決に至った事例は、未成年者取消し・判断不十分者取引などで少数例ありま

す。消費者法ニュースで報告されていますので資料4として提出します。同資料でも加盟店管理の問題点が指摘されています。

直接の加盟店契約のほか決済代行が介在する場合があります。次項4で述べます。

事業者側の主張によれば、②代金引換業務への依頼事業者の審査は充分で、販売品目が公序良俗に違反しないかもチェックされているとのことですが、「決済に関するワーキンググループ」第12回議事録より）現実にはiv)で例示したような取引にも利用されています。

③決済代行業者については次項4で述べます。

IVの冒頭で述べたとおり④「このほか実質的に業として資金移動をしているもの」のうち、資料1の3のC社のようにまっとうな経済活動をするつもりがあるかさへ不明な事業者も存在します。それぞれの決済方法から締め出されたかなり問題ある事業者が、やむをえず契約する先だろうと想像できます。

4 決済代行業者

数年前から、海外ブランドカードに決済代行業者が介在して、悪質業者がクレジットカードでの決済が可能になるという事案が見受けられ、相談窓口では対応に苦慮してまいりました。この業態の仕組みは雑誌「消費者法ニュースNo.78 2009年1月号P111～121」に詳しく解説されていますので、資料5として提出します。

資料5のとおり、悪質サイトはクレジットカード会社の直接の加盟店ではなく、海外ブランドカードに決済代行業者が介在してはじめて悪質業者につながります。信用度が低いので、このような複雑な契約関係がないとカード決済できないのです。消費者の利用したカード会社と直接の契約関係はないのでカード会社での審査・管理はされていないにもかかわらず、加盟店でカード利用するのと同様に決済可能となります。

この決済代行業は海外の金融機関から国内の事業者資金移動を行っているにもかかわらず（直接ではなく、代理店を介在している場合もある）、国の認可・登録なく営業できるため、実態が不明です。前出A社のように、資本金も大きく、正業として法律を遵守する方針で活動している企業もありますが、ネット上での会社情報の開示もせず、電子メールでしか連絡がとれないような事業者や、海外に拠点があり、国内には連絡事務所しか置いていないと思われるものも存在します。

また、クレジットカード決済に介在するのみではなく、電子マネー発行会社への決済代行、コンビニ収納代行への決済代行、代金引換業に介在する決済代行など、各代行業者の事業内容にはあらゆる支払い方法への代行サービスが謳われています。先に提示した資料1のA社D社E社の事業内容が参考になるでしょう。

つまり、信用が不足して直接決済についての各サービスが受けられない事業者は、加盟店審査・管理の甘い決済方法をもとめて様々な手段を講じます。直接加盟店となれる決済事業者があれば、そこで加盟店契約し、直接加盟店になれば決済代行業と契約し各サービスにつなぐ。資金面からみると、消費者の支払ったお金は各決済事業者を経由して

決済代行業者にわたり、手数料を差し引いて商品・サービス提供会社に渡される。業として資金移動をしているのであれば、資金移動業としての規制は可能なのではないのでしょうか。

いままでこの業態は、クレジットカード決済の一環としてとらえられることが多く、経済産業省が規制するべきものと専門家らは考えてきました。今のところ経済産業省での規制への動きはありませんし、仮に経済産業省がクレジットカードへつなぐ決済代行業を規制したとしても、悪質業者は他の決済方法へつなぐ代行業者との契約にシフトするだけです。むしろ資金移動ととらえて、金融庁により登録等を義務付ければ、それに耐える事業者のみが残り、しかるべき加盟店審査・管理のうえ責任をもった営業をすることになるでしょう。

V ポイントサービスについて

現在多くの企業が、消費者取引に付加した「おまけ」としてポイントを発行し、それを金銭の代わりに使用できるものと位置づけて、顧客の再度の取引を誘引しています。2000年以降 IC チップ利用のポイントが出始めると、「高度な顧客情報の管理が可能になり、マーケティング効果がある」「優良顧客を紹介し合える」「販売促進、広告宣伝費の節減」という目的で、企業間のポイントサービスの提携が急速に拡大。と同時に「ポイントを貯めれば電子マネーや、値引き、商品、役務に交換できる」といったポイントの汎用性が進みました。

そのため消費者にとって、当初「おまけ」であったはずの「ポイント」が、交換価値のある「財貨」として認識を変えています。ポイントサービスの有無やその提携先が、取引先や商品、役務の選別を行う指標となり、消費者は自ら選んで「商品や役務と一緒にポイントを購入」しているという実態があります。消費者のポイントに対する「財貨」としての期待値は高いといえるでしょう。

すでにインターネット上ではポイント専門サイトが登場し、「バナー広告をクリックしてポイントを貯め電子マネーと交換する。」「オンラインゲームでの仮想通貨をリアル電子マネーと交換する。」といったことまでできるようになっています。これらのサイトでポイントを貯め、換金し、稼ぐという内職もまかり通っているのです。

また、このような消費者認識を悪用し、経営体質が脆弱な企業や、実体の怪しげな企業がポイントを発行し「仮想市場のポイントに出資」「マネーロンダリングの為にポイントに交換」などといった触れ込みで資金をかき集めた上、倒産するといった詐欺まがいの商法が横行しています。ポイントの世界は玉石混交といえるでしょう。

企業ポイントは「電磁的な記録媒体に金銭的な価値が入ったもの」と考えれば、いわゆる前払い式の電子マネーと殆ど区別がつかないと考えられます。消費者側からみれば、直接的に対価を支払って購入する（電子マネー）か、商品代金から間接的に購入する（ポイント）かの違いでしかありません。これらのことから、企業ポイントは実態的に「財貨」ととらえられ、その交換は「資金の移動」をしていると考えられます。

前払い式の電子マネーには消費者保護がありますが、ポイントは発行企業が倒産した場合、現在の法律ではその保障はされません。

経済産業省は、企業の「おまけ」という認識と消費者の「財貨」という認識のずれをなくすことを目的に、2008年12月「企業ポイントについてのガイドライン」を公表していますが、ガイドラインではトラブルは防ぎきれません。ポイントの交換をする各企業を資金移動業として認定し、規制の網をかけることにより、悪質なポイント業者を排除し、不透明な資金移動や、資金集めをさせない事が重要だと考えます。

提出資料

- 資料1の1 A 社会社概要とパンフレット
- 資料1の2 B 社会社概要とシステム説明
- 資料1の3 C 社システム説明
- 資料1の4 D 社会社概要
- 資料1の5 E 社会社概要
- 資料2の1 国民生活2004年5月号P54～55
- 資料2の2 国民生活2007年1月号P54～55
- 資料2の3 国民生活2007年3月号P50～51
- 資料2の4 国民生活2008年2月号P62～63
- 資料2の5 国民生活2008年3月号P56～57
- 資料2の6 国民生活2009年6月号P30～31
- 資料2の7 国民生活2009年12月号P34～35
- 資料3の1 朝日新聞朝刊記事2009年6月8日
- 資料3の2 朝日新聞朝刊記事2009年6月8日
- 資料4 消費者法ニュースNo.79 2009年4月号P298～299
- 資料5 消費者法ニュースNo.78 2009年1月号P111～121